公立大学法人静岡文化芸術大学将来構想検討委員会規程

（目的）

第１条　公立大学法人静岡文化芸術大学将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）は、理事長の諮問機関として静岡文化芸術大学の中・長期的な将来構想を検討することを目的とする。

（組織）

第２条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）　学長
（２）　理事（非常勤を除く）
（３）　副学長
（４）　各学部長
（５）　各研究科長
（６）　文化・芸術研究センター長
（７）　教務部長
（８）　学生部長
（９）キャリアセンター長
(10) 図書館・情報センター長
(11) 多文化・多言語教育研究センター長
(12) 入学試験・高校大学連携センター長
(13) 各学科長
(14) 事務局長
(15) 事務局次長
(16) その他理事長が必要とする者

（所掌事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を審議し、理事長に提言又は報告する。

（１）設置理念の実現化方策
（２）中期計画
（３）大学院の設置
（４）教育課程
（５）組織運営体制
（６）その他必要な事項

（委員の任期）

第４条　第２条第 16 号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は、妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長を、副委員長には理事（総務担当）を充てる。
２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代理する。

（会　議）
第６条　委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。
２　会議は委員の３分の２以上の出席により成立する。
３　議長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（専門部会）
第７条　委員会は、必要あるときは特定の事項について審議するため、専門部会を置くことができる。
２　専門部会については別に定める。

（事　務）
第８条　委員会の事務は、総務室及び当該所掌事項を所管する室において処理する。

（改　廃）
第９条　この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附　則
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 26 年 9 月 10 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附　則
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年10月８日から施行する。